

第68回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月10日から11日の2日間、和歌山県・ダイワロイネットホテル和歌山を会場として、全国私立学校審議会連合会第68回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、坂本順一部会長及び水野雄二副部会長の進行、助言者に福田益和全専各連副会長、平田眞一全専各連常任理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

1. 専修学校の通信制に設置ができる学科について、「十分な教育効果が得られる」ことの具体的な判断基準について

提案支部より、専修学校設置基準における通信制学科について、都道府県における学科設置の判断基準について、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

認可にあたり、二段階の審議を行うことで十分な教育効果が得られていることを判断している（附帯教育で実績のあった看護学科について承認事例あり）、との意見が出された。

教育効果を判断するための具体的な基準等は定めていないが、設置者の熱意と行政の理解、当該学科においては一定の資格取得が可能であること等から、十分な教育効果が得られるものと判断した（会計関係の専門学校について認可事例あり）、との意見が出された。

国家資格に関わる学科では、国家試験における合格者数が判断基準の一つになるのではないかと、との意見が出された。

専修学校の実業教育という面から見て、通信制が教育の質の担保に対してどのように応えるのか検討すべきであるとの意見や、通信制学科の設置申請を行うにあたり、学校側では教育の質の担保等について十分に検討しているはずである、との意見が出された。

通信学科の設置認可に係る申請が少ないため、今後各県において事例を積み重ねていくこと、周辺各県の判断基準、認可状況等について留意することも重要である、との意見が出された。

（まとめ）

専修学校の通信制に設置ができる学科について、「十分な教育効果が得られる」ことの具体的な判断基準については、省令改正以後一定の基準の明示がないこともあり、都道府県においては専門学校の目的や、分野の特性などを踏まえ、個別に判断せざるを得ない状況にある。国による一定の基準を明示するよう要望するためにも全国で多くの認可事例を積み重ねていくことが必要であることが確認された。

2. 専修学校（通信制を除く）におけるサテライト教室の設置について

提案支部より、本議題は複数教室を想定した質問であることが説明された後、意見交換が行われた。

複数教室の設置を認めている事例として、土地・建物については原則自己所有（20年以上の賃貸契約、公共施設との賃貸契約等一部例外あり）であることや、分教室（実習を行うため、移動が必要な教室等として）として使用することが報告された。また、教室間の移動にかかる時間や安全性などを考慮したうえで総合的に判断していることも報告された。

3. 職業実践的な教育に特化した新たな学校種の創設について

提案支部より、都道府県の私立学校審議会において、専修学校・各種学校の現状認識ならびに情報の共有等が希薄であることや専修学校・各種学校の今後の方向性が不透明なことが懸念されるなど、提案の経緯が説明された後、都道府県知事が文部科学大臣宛に推薦する「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文部科学大臣告示第133号）」における、都道府県での対応について意見交換を行った。

本議題は私立学校審議会の審議要件ではないが、他の教育機関への問題提起、周知等を今後図る必要がある、との意見が出された。

現在、都道府県ごと、または、地域ごとに本認定制度の説明会が開催されていること、現在認定申請を行っている1県あたりの学校数は、各県内の専門学校全体のおよそ5～10%であること、ただし、県によっては、同一法人から複数校の申請が行われたり、比較的大きな法人からの申請であるといった報告が行われた。本認定制度についての説明会には文部科学省や都道府県の行政担当者が出席して制度について説明を行っているので、できうる限り説明会に参加することが望ましい、という意見が出された。